平成２４年（フ）第４３１号
岡山県玉野市玉原２丁目13番２―301号
債務者　小田　道代
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止中更正

平成２３年（フ）第４９３号
群馬県前橋市朝倉町４丁目３番地33
破産者　金子登喜夫
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　平成24年11月13日になした破産手続廃止決定を、破産手続終結決定と更正する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第６７８３号
大阪市住吉区住吉１丁目５番２号
破産者　株式会社スミテック
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６４号
札幌市南区澄川４条８丁目418番地
破産者　株式会社安宅
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７号
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津1105番地３、前住所三重県尾鷲市北浦西町3843番地１
破産者　伊藤　道浩
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１９２号
鳥取県鳥取市千代水１丁目１番地１
破産者　株式会社ＨＡＭＡＮＯＨ
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６２２号
高知市浦戸379番地
破産者　松田漁業有限会社
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２４号
兵庫県豊岡市三宅200番地の１
破産者　森　扶美子
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
青森市久須志４丁目15番５号
破産者　佐々木　昇
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３５号
名古屋市千種区振甫町２丁目50番地の８
破産者　市橋　義孝
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３１号
愛知県日進市北新町八幡西1256番地１
破産者　松山　重治
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６５８号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地５棟704号
破産者　トキオ工業こと　志村　時雄
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９号
大分県由布市挾間町朴木199番地１
破産者　川野　友義
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０号
北海道芦別市南一条東２丁目９番地の15
破産者　川原　　茂
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
北海道北見市北５条西７丁目22番地　山内マンション１Ｆ２号、破産手続開始決定時の住所北海道北見市高栄東町１丁目24番９
破産者　河田　　修
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第３６９号
青森市大字浦町字奥野69番地25　友栄ビル10号
破産者　福士　満子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
青森県上北郡六ヶ所村大字平沼字追舘84番地６
破産者　吉田　久雄
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
山形市五日町11番５―202号　ビートルハウス、開始決定時の住所山形市桜田東１丁目２番11号
破産者　市村　　豊
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部